

1. 第二条第一項（がんの定義）

第二条第一項 この法律において「がん」とは、悪性新生物その他の政令で定める疾病をいう。

<地域がん登録での実態>

- 特定非営利活動法人地域がん登録全国協議会「地域がん登録の手引き改訂第 5 版」（2013 年版）
 - (1) 必ず登録する腫瘍は、国際疾病分類 - 腫瘍学（ICD-0）における性状コード 2 もしくは 3 とする。
 - (2) 頭蓋内腫瘍（ICD-0 の局在コード：C70.0, C71.0～C71.9, C72.2～C72.9, C75.1～C75.3）は、原則的に良性・良悪性不詳の場合でも（性状コード 0 もしくは 1 であっても）、登録対象とする。

<方針案>

- 次に掲げるものとする。
 - ① 悪性新生物及び上皮内癌
 - ② 髄膜、脳、脊髄、脳神経及び中枢神経系のその他の部位に発生した腫瘍性疾患
 - ③ 消化管間質腫瘍
 - ④ 別表に掲げる卵巣腫瘍性疾患（別表については整理中）
（②～④については、悪性のものを除く。）

<理由>

- ②については、米国の院内がん登録の登録対象との整合性を考慮する必要がある。
- ③については、悪性度の判断が病理学的根拠に依らず、悪性新生物とそれ以外の区別が実質的に困難である。
- ④については、「疾病、傷害及び死因の統計分類」において、悪性とみなすとされているため。

<参考資料>

- 別添 1 特定非営利活動法人地域がん登録全国協議会「地域がん登録の手引き改訂第 5 版」（2013 年版）（抄）

第五条第二項（記録・保存の例外）

第五条第二項 前項の「附属情報」とは、次条第一項に規定する病院等から同項の規定による届出（同項の厚生労働省令で定める期間を経過した後に行われる同項に規定する届出対象情報（その届け出る情報についてがんに係る調査研究における有用性が認められないものとして政令で定める届出を除く。）を含む。同条第二項及び第五項並びに第七条第一項を除き、以下この章において単に「届出」という。）がされた次条第一項に規定する届出対象情報をいう。

<地域がん登録での実態>

- 規定なし

<方針案>

- 当該病院等における初回の診断が行われたときから 5 年を経過したものについては、これを全国がん登録データベースへの記録・保存の対象から除外する。

<理由>

- 届出対象情報を作成する上で基になる診療録及びその他の診療に関するものは、5 年間保存しなければならないとされている（医師法第 24 条第 2 項）。

<参考>

医師法（昭和二十三年七月三十日法律第二百一号）（抄）

第二十四条 医師は、診療をしたときは、遅滞なく診療に関する事項を診療録に記載しなければならない。

二 前項の診療録であつて、病院又は診療所に勤務する医師のした診療に関するものは、その病院又は診療所の管理者において、その他の診療に関するものは、その医師において、五年間これを保存しなければならない。

2. 第十二条第二項（生存と死亡の別を調査する期間）

第十二条第二項 前項の規定による照合は、がんに係る調査研究のためにがん罹患した者が生存しているか死亡したかの別を調査する必要があると認められる期間として政令で定める期間が経過した全国がん登録情報等については、死亡者情報票のうち、がんの罹患に関する情報が記録され、又は記載されているものとだけ行うものとする。

<地域がん登録での実態>

- 規定なし

<方針案>

- がんに係る調査研究のためにがん罹患した者が生存しているか死亡したかの別を調査する必要があると認められる期間は、100 年とする。

<理由>

- 成人のがんは 15 年、小児がんでは 100 年とする考え方もあるが、多重がんの発症率を出すにあたり、15 年で区切ってしまった場合、それ以降は生死の別がわからず、分母がわからなくなってしまうことや、人の一生を追跡するのに十分な期間が必要との観点から、小児がんであるかどうかに関わらず 100 年とする。
- がん治療の効果等について十分な知見を得るためには、相当程度長期間にわたって、個人の識別が可能な状態でデータを保存する必要がある。

3. 第十五条第一項（全国がん登録データベースにおける全国がん登録情報の保存及び匿名化）

第十五条第一項 厚生労働大臣は、全国がん登録データベースにおける全国がん登録情報については、がんに係る調査研究のためにがんに罹患した者の識別ができる状態で保存する必要があると認められる期間として政令で定める期間保存するとともに、当該期間を経過した後においては政令で定める期間内にその匿名化を行わなければならない。

<地域がん登録での実態>

- 罹患した者の識別ができる状態で永年保存を推奨している。

<方針案>

- 全国がん登録データベースにおける全国がん登録情報について、がんに係る調査研究のためにがん罹患した者の識別ができる状態で保存する必要があると認められる期間は 100 年とする。当該期間を経過した後においては 1 年以内にその匿名化を行わなければならないこととする。

<理由>

- 小児がんの場合、生涯にわたる経過の中で、治療効果や再発、二次がんの発生等を観察する必要がある。
- 未知のがん罹患危険要因が、原因発生からがんとの関連性が顕在化するまでに数十年を要することがある。その場合、未知のがん罹患危険要因候補が出現した際に、数十年前に遡って調査をしたり、その後の発がん状況を長期にわたって観察する研究が必要となる。
- がん治療の効果等について十分な知見を得るためには、相当程度長期間にわたって、個人の識別が可能な状態でデータを保存する必要がある。
- 遺伝性腫瘍の場合、数世代を経て発病することがあるため、長期にわたる観察研究が必要である。

4. 第二十二条第一項第一号（都道府県がんデータベースに記録できる情報①）

第二十二条第一項一号 この法律の施行の日前に診断された当該都道府県の住民のがんの罹患、診療、転帰等に関する情報を収集し、及び保存する事業であって、全国がん登録に類するものとして政令で定めるものにより収集されたこれらの情報

＜地域がん登録での実態＞

- 平成 26 年 1 月現在、47 都道府県で地域がん登録事業が行われている。

＜方針案＞

- 健康増進法第 16 条に基づき実施されている地域がん登録事業とする。

＜参考＞

- 健康増進法（平成十四年八月二日法律第百三号）（抄）

（生活習慣病の発生の状況の把握）

第十六条 国及び地方公共団体は、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料として、国民の生活習慣とがん、循環器病その他の政令で定める生活習慣病（以下単に「生活習慣病」という。）との相関関係を明らかにするため、生活習慣病の発生の状況の把握に努めなければならない。

5. 第二十二條第一項第二号（都道府県がんデータベースに記録できる情報①）

第二十二條第一項第二号 当該都道府県の区域内の病院等の管理者、市町村その他のがんに係る調査研究における有用性が認められる情報を保有する者として政令で定める者

＜地域がん登録での実態＞

都道府県以外の公的機関が主体となってがん登録事業を行っているケース

- 広島市地域がん登録
- 公益財団法人放射線影響研究所

＜方針案＞（都道府県がんデータベース）

- 次に掲げる者とする。
 - ① 当該都道府県の区域内の病院等の管理者及び市町村
 - ② 独立行政法人国立がん研究センター
 - ③ 公益財団法人放射線影響研究所
 - ④ 公益財団法人放射線影響協会
 - ⑤ 社団法人たる医師会
 - ⑥ 医療保険者
 - ⑦ 労働安全衛生法の事業者
 - ⑧ 福島復興再生特別措置法（平成 24 年法律第 25 号）第 39 条により福島県からの委託を受けて健康管理を実施する者（福島県立医科大学ふくしま国際医療科学センター放射線医学県民健康管理センター）
 - ⑨ その他法第十八条第二項に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聞いて都道府県知事が認める者

＜理由＞

- 独立行政法人国立がん研究センターは、法施行後、届出情報と死亡者情報票の突合を行うことが予定されている（法第 12 条、第 23 条第 1 項第 1 号）。法施行前の地域がん登録について、法施行後の死亡者情報票を用いた突合が可能となるようにする必要がある。
- 公益財団法人放射線影響研究所については、広島県地域がん登録事業について、長期にわたり、行政機関等と一体となって実施してきた経緯がある。
- 公益財団法人放射線影響協会については、放射線作業員の被ばく線量を一元的に管理して作業員一人ひとりの被ばく線量を正確に把握するため、放射線作業員の被ばく線量登録管理事業を実施する等している。
- 社団法人たる医師会の中には、従来から地域がん登録の発展に貢献してきたところがあり、がんに係る調査研究における有用性が認められる情報を保有している。
- 医療保険者や労働安全衛生法上の事業者は、がん医療に係る分析を行う上で有益な情報（健診データ等）を保有している。
- 福島県立医科大学ふくしま国際医療科学センター放射線医学県民健康管理センターは、

福島県内における原子力災害による放射線の影響を踏まえ、将来にわたる県民の健康管理を目的とした「県民健康調査」を実施している。ここで得られた情報は、がん医療に係る分析を行う上で有益なものである。

6. 第二十二條第二項（都道府県審議会等の意見聴取を要しない都道府県がんデータベースに保有する情報）

第二十二條第二項 都道府県におけるがん対策の企画立案又は実施に必要ながんに係る調査研究のために利用されることが想定される情報として~~政令~~で定める情報である場合は、この限りでない。

<地域がん登録での実態>

- 平成 26 年 1 月現在、47 都道府県で地域がん登録事業が行われている。

<方針案>

- 第 22 条第 1 項第 1 号に基づく政令により定められた事業（地域がん登録事業）において収集・保存されていた情報とする。

<理由>

- 現行の地域がん登録事業において届出が行われている項目（第 3 次対がん総合戦略研究事業研究班が推奨した標準登録項目のほか、各都道府県が独自に届出を求めている項目を含む。）については、すでに定着したものであり、継続性を図る必要がある。
- 現行の参考登録項目（TNM ステージなど）

<参考資料>

- 別添 2 地域がん登録標準登録項目（25 項目）以外の収集項目（平成 25 年 9 月時点）

7. 第二十四条第一項（都道府県知事の権限及び事務の委任）

第二十四条第一項 都道府県知事は、次に掲げる当該都道府県知事の権限及び事務を行うのにふさわしい者として政令で定める者に、これらの権限及び事務を行わせることができる。

- 一 第六条第一項、第八条、第十条第二項、第十三条第二項及び第十六条に規定する権限及び事務
- 二 第十八条第一項、第十九条第一項、第二十条並びに第二十一条第八項及び第九項の規定による提供に係る権限及び事務（当該提供の決定及び第十八条第一項第三号の規定により同項第二号に掲げる者に準ずる者を定めるものを除く。）
- 三 第二十二条第一項及び第三項に規定する権限及び事務（都道府県がんデータベースの整備に係る決定、都道府県がんデータベースに記録し、及び保存する情報の対象範囲の拡大に係る決定並びに同項の匿名化の方法に係る決定を除く。）

<地域がん登録での実態>

- 都道府県、都道府県医師会、市医師会、国立大学法人、公立大学法人、独立行政法人又は地方独立行政法人、その他の公益財団法人等

<方針案>（都道府県知事の権限及び事務の委任）

- 次に掲げる組織のうち、がん医療等について科学的知見を有すると、法第十八条第二項に規定する審議会その他の合議制の機関が認めるものとする。
 - ・ 国立大学法人
 - ・ 公立大学法人
 - ・ 私立大学（調整中）
 - ・ 独立行政法人又は地方独立行政法人
 - ・ 一般社団法人又は一般財団法人
 - ・ 公益社団法人又は公益財団法人
 - ・ その他法第十八条第二項に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聞いて都道府県知事が認める者

<理由>

- 現行の都道府県地域がん登録事業の委任先として実績のある機関について、必要な権限・事務の委任を行うことを認める必要がある。
- 都道府県が、法施行後に当該事務等の委任を新たに行う場合や委託先を変更する場合、適切な委託先を対象とできるようにする。

<参考資料>

- 別添 3 地域がん登録事業の委託先一覧（地域がん登録の正式名称・中央登録室の所在施設）

8. 第二十七条（国等による全国がん登録情報等の保有等の制限）

第二十七条 厚生労働省、国立がん研究センター、都道府県（第二十四条第一項の規定により権限及び事務の委任を受けた者を含む。）及び市町村は、全国がん登録情報等若しくは都道府県がん情報等若しくはこれらの情報の匿名化を行った情報又は死亡者情報票に記録され、若しくは記載された情報について、全国がん登録データベースにおいて保存する場合又は都道府県がんデータベースにおいて保存する場合を除き、第二節及び第三節の規定による利用又は提供（国立がん研究センター、都道府県又は市町村にあっては、同節の規定によりこれらの情報の提供を受けた場合におけるその提供を受けた目的に係るこれらの情報の利用（以下この条において「受領情報の利用」という。）を含む。）に必要な期間（同節の規定による利用（受領情報の利用を含む。）に係る全国がん登録情報又は都道府県がん情報については、**政令**で定める期間を限度とする。）を超えて保有してはならない。

<地域がん登録での実態>

- 規定なし

<方針案>

- 厚生労働省、国立がん研究センター、都道府県及び市町村が保有できる期間の上限は、情報の利用又は提供の開始日から 5 年とする。ただし、国、都道府県又は市町村のがん対策の企画立案又は実施のために特に必要ながんに係る調査研究として、第 15 条第 2 項に規定する審議会等が認める場合には延長を認めることとし、最長で 100 年とする（詳細は厚生労働省令により定めることとする）。

<理由>

- 厚生労働科学研究費に基づく研究は、一般的には 3 年程度のものが多いが、中には 5 年間にわたるものもあることから（戦略研究等）、そうした実態を踏まえる必要がある。
- より長期にわたるコホート研究の必要性もあることから、審議会が必要と認めることを条件に、最長で 100 年という制限を設けることとする。

9. 第三十二条（受領者による全国がん登録情報の保有等の制限）

第三十二条 第三節の規定により全国がん登録情報若しくは都道府県がん情報又はこれらの情報の匿名化が行われた情報の提供を受けた者は、これらの情報について、その提供を受けた目的に係る利用に必要な期間（全国がん登録情報又は都道府県がん情報については、政令で定める期間を限度とする。）を超えて保有してはならない。

<地域がん登録での実態>

- 研究利用提供において、利用期間 1 年、利用延長の仕組みを持つ方法が多い。

<方針案>（受領者による全国がん登録情報の保有期間）

- 第三節の規定により情報の提供を受けた者が保有できる期間の上限は、情報の利用又は提供の開始日から 5 年とする。ただし、国、都道府県又は市町村のがん対策の企画立案又は実施のために特に必要ながんに係る調査研究として、第 15 条第 2 項に規定する審議会等が認める場合には延長を認めることとし、最長で 100 年とする（詳細は厚生労働省令により定めることとする）。

⇒第 27 条の場合と同様

<理由>

- 厚生労働科学研究費に基づく研究は、一般的には 3 年程度のものが多いが、中には 5 年間にわたるものもあることから（戦略研究等）、そうした実態を踏まえる必要がある。
- より長期にわたるコホート研究の必要性もあることから、審議会が必要と認めることを条件に、最長で 100 年という制限を設けることとする。

<論点>

- 第 20 条の規定に基づき、（がん登録を行った）病院等が、都道府県知事から、がん罹患した者の生存確認情報等の提供を受けた場合の保有期間について、どのような制限を設けるべきか。

10. 第四十条第一項（費用の補助）

第四十条第一項 国は、政令で定めるところにより、前条の費用の一部を補助するものとする。

＜地域がん登録での実態＞

○ 一定の予算措置がなされている。

＜方針案＞

○ 従来の経緯も踏まえつつ、一定の予算措置を行うこととする。

11. 第四十一条第一項（手数料の額等）

第四十一条第一項 第二十一条第三項又は第四項の規定により国立がん研究センターから全国がん登録情報又はその匿名化が行われた情報の提供を受ける者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国立がん研究センターに納めなければならない。

<地域がん登録での実態>

- 規定なし

<方針案>

- 統計法施行令第 13 条を踏まえつつ、実際に使用される媒体等の実態に合わせる方向で検討し、規定する。

<理由>

- 統計法の規定による統計の作成等と業務が類似している。

<参考資料>

統計法（平成十九年五月二十三日法律第五十三号）（抄）

（委託による統計の作成等）

第三十四条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、その業務の遂行に支障のない範囲内において、学術研究の発展に資すると認める場合その他の総務省令で定める場合には、総務省令で定めるところにより、一般からの委託に応じ、その行った統計調査に係る調査票情報を利用して、統計の作成等を行うことができる。

（匿名データの提供）

第三十六条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、学術研究の発展に資すると認める場合その他の総務省令で定める場合には、総務省令で定めるところにより、一般からの求めに応じ、前条第一項の規定により作成した匿名データを提供することができる。

（手数料）

第三十八条 第三十四条の規定により行政機関の長に委託をする者又は第三十六条の規定により行政機関の長が作成した匿名データの提供を受ける者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国（前条の規定による委託を受けた独立行政法人等（以下この条において「受託独立行政法人等」という。）が第三十四条又は第三十六条の規定に基づき行う事務の全部を行う場合にあっては、当該受託独立行政法人等）に納めなければならない。

2 前項の規定により受託独立行政法人等に納められた手数料は、当該受託独立行政法人等の収入とする。

3 第三十四条の規定により届出独立行政法人等に委託をする者又は第三十六条の規定に

より届出独立行政法人等が作成した匿名データの提供を受ける者は、実費を勘案して、かつ、第一項の手数料の額を参酌して届出独立行政法人等が定める額の手数料を当該届出独立行政法人等に納めなければならない。

- 4 届出独立行政法人等は、前項の規定による手数料の額の定めを一般の閲覧に供しなければならない。

統計法施行令（抄）

第十三条 法第三十四条の規定により行政機関の長に委託をする者が法第三十八条第一項の規定により納付すべき手数料の額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。

- 一 法第三十四条の規定による統計の作成等に要する時間一時間までごとに五千九百円

- 二 統計成果物（委託により作成した統計又は委託による統計的研究の成果をいう。次号において同じ。）の提供に関する次のイからニまでに掲げる方法の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める額

イ 用紙に出力したものの交付 用紙一枚につき十円

ロ フレキシブルディスクカートリッジ（日本工業規格×六二二三に適合する幅九十ミリメートルのものに限る。）に複写したものの交付 一枚につき五十円

ハ 光ディスク（日本工業規格×〇六〇六及び×六二八一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付 一枚につき百円

ニ 光ディスク（日本工業規格×六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付 一枚につき百二十円

- 三 統計成果物の送付に要する費用（当該送付を求める場合に限り。）

- 四 前三号に掲げるもののほか、委託を受ける行政機関の長が統計の作成等に要する費用として定める額

- 2 法第三十六条の規定により行政機関の長が作成した匿名データの提供を受ける者が法第三十八条第一項の規定により納付すべき手数料の額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。

- 一 請求一件につき千八百五十円

- 二 統計調査の期日又は期間及び調査票情報の種類を勘案して行政機関の長によってまとめられた匿名データの集合物の一につき八千五百円

- 三 匿名データの提供に関する次のイからハまでに掲げる方法の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額

イ 前項第二号ロのフレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付 一枚につき五十円

ロ 前項第二号ハの光ディスクに複写したものの交付 一枚につき百円

ハ 前項第二号ニの光ディスクに複写したものの交付 一枚につき百二十円

四 匿名データの送付に要する費用（当該送付を求める場合に限る。）

3 前二項の手数料は、次に掲げる場合を除き、総務省令で定める依頼書に収入印紙をはって納付しなければならない。

一 特許庁長官に対し、法第三十四条の規定による統計の作成等を委託し、又は法第三十六条の規定による匿名データの提供を求める場合

二 前二項の手数料の納付を現金であることが可能である旨を行政機関の長（特許庁長官を除く。）が官報で公示した場合において、当該手数料を当該行政機関に対し現金で納付する場合

三 法第三十八条第一項の規定により受託独立行政法人等に対し手数料を納付する場合

12. 附則第二条第一項（本人同意に係る経過措置）

附則第二第一項 この法律の施行の日（以下この項及び次条において「施行日」という。）前に開始されたがんに係る調査研究として政令で定めるものが、その規模その他の事情を勘案して、施行日後に、その対象とされている者（施行日前から対象とされている者その他これに準ずる者として政令で定める者に限る。）の第二十一条第三項第四号又は第八項第四号の同意を得ることが当該がんに係る調査研究の円滑な遂行に支障を及ぼすものと認められる場合として政令で定める場合において、当該対象とされている者について、これらの同意に代わる措置として厚生労働大臣が定める指針に従った措置が講じられているときは、当該がんに係る調査研究を行う者が同条第三項又は第八項の規定による提供の求めを行った場合における当該対象とされている者に係る全国がん登録情報又は都道府県がん情報の提供については、同条第三項第四号又は第八項第四号の規定は、適用しない。

<地域がん登録での実態>

○ なし

<方針案>（その他の提供に係る同意要件の適用の除外）

○ 以下のすべてを満たすものとする。

1. 法施行前に開始されたがんに係る調査研究

- ・ 法施行前に研究計画が倫理審査で承認されているもの
かつ

- ・ 調査研究の内容が所定の基準を満たしている場合その他審議会で認めるもの
（基準はガイドラインで別途示す予定）

2. 法施行日前から対象とされている者その他これに準ずる者

- ・ 法施行前に調査研究の対象となっていた者

又は

- ・ 法施行前に承認された研究計画上では対象とされる集団に含まれていたが、法の施行までに研究参加に関する同意を取得できず、法施行後に研究参加となった者

3. 法施行後に本人の同意を得ることが当該がんに係る調査研究の円滑な遂行に支障を及ぼすと認められる場合

- ・ 現在行われている調査研究の対象者の数が大規模の場合

又は

- ・ 研究開始後一定期間が経過し、対象者に連絡することが困難な場合、若しくは研究計画上、その連絡先を把握していない場合

又は

- ・ その他審議会で認める場合（基準はガイドラインで別途示す予定）

* 以下のような場合は「支障を及ぼすと認められる場合」に当たらず、本人の同意が必要となる

：施行後に研究計画が変更され、新たに調査研究の対象者が加えられた場合の対象者。

<理由等>

1. 「この法律の施行の日前に開始されたがんに係る調査研究として政令で定めるもの」
 - この法律の施行日前に、研究が計画されており、かつ倫理審査で承認されていることが必要
 - がんに係る調査研究としては、例えば、「疫学研究に関する倫理指針」「臨床研究に関する倫理指針」又は「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」に基づいた研究であることなどの基準が必要
2. 「その規模その他の事情を勘案して、施行日後に、その対象とされている者（施行日前から対象とされている者その他これに準じる者として政令で定める者）」
 - ある研究において、参加条件において異なる対象者が混在する場合、対象についての取扱いが異なると、研究結果に支障を与える可能性があるため
3. 「法第二十一条第三項第四号又は第八項第四号の同意を得ることが当該がんに係る調査研究の円滑な遂行に支障を及ぼすもの認められる場合として政令で定める場合」
 - 対象者の数が著しく多い場合、再同意の取得を求めることにより、研究計画の継続が困難になるため
 - 物理的に連絡が困難な場合や調査研究の計画上、もともと対象者の連絡先自体を把握していない場合も考えられるため

<留意事項>

- 「疫学研究に関する倫理指針」及び「臨床研究に関する倫理指針」については、現在、疫学研究に関する倫理指針及び臨床研究に関する倫理指針の見直しに係る合同会議において、見直しに向けた検討が進められている。

第2節 登録対象と集計対象

地域がん登録標準登録票項目（2006年8月）では、登録対象腫瘍を以下のように定めた。

- (1) 必ず登録する腫瘍は、国際疾病分類－腫瘍学（ICD-O、現在第3版 ICD-O-3）における性状コード2もしくは3とする。
- (2) 頭蓋内腫瘍（ICD-O-3の部位コード：C70.0, C70.9, C71.0～C71.9, C72.2～C72.9, C75.1～C75.3）は、原則的に良性・良悪性不詳の場合でも（性状コード0もしくは1であっても）、登録対象とする。
- (3) 必ず登録する腫瘍として、国際がん研究機関（International Agency for Research on Cancer, IARC）/国際がん登録学会（International Association of Cancer Registries, IACR）の多重がんの判定基準のRecording ruleを適用すること。
- (4) 診断時住所が当該地域にある者に発生した腫瘍とする。

地域がん登録室において登録対象腫瘍を決定する場合、以下の点に留意する必要がある。

1. 登録対象と集計対象

地域がん登録標準登録票項目における登録対象の定義は、地域がん登録として基本的な機能を満たすことを基準として決定された。地域の特性に応じて、登録対象を拡大することは問題ない。ただし、標準方式との相違点を明確にするとともに、全国集計のためのデータ提出時には、モニタリング項目の分類に正しく変換できる仕組みを必要とする。

報告書や統計解析等で用いる集計対象を共通の定義で統一すると、自地域の報告のみならず、国内間、国際間の比較が容易になるので、登録室、登録室外の双方にとってメリットが大きい。登録対象を地域独自に拡大すればするほど、集計対象の抽出時など登録室の負担が大きくなることは認識しておく必要がある。

2. 部位、組織形態、性状

がん登録で用いる ICD-O-3 は、部位、組織形態、性状の3つで当該腫瘍を表現する。登録室によって、性状不詳の新生物、良性の病変、前がん病変も登録したい場合、ICD-O-3の性状コードを適切にコードし、性状2、3の悪性新生物と区別できるように管理しなくてはならない。また、がん登録では、診療部位ではなく、原発部位に基づき登録する。例えば、原発不明の転移性肝がんは、肝臓ではなく、原発部位不明（C80.9）、遠隔転移として登録する。ICD-O-3によるコーディングの実際には別節（p.24 第9節）参照のこと。

3. 多重がん

地域がん登録の最大の目的である罹患率計算では、個々のがんの数をカウントするため、多重がんの判定基準は罹患率に少なからず影響を及ぼす。例えば、結腸の亜部位に発生した複数のがんをそれぞれ独立したがんとして登録する登録室と、最初に発生した亜部位のがんに限って登録する登録室では、結腸がんの罹患数が異なることが想像できる。地域間の罹患率の比較をするためには、各登録室が多重がんの判定に共通のルールを用いることが望まれる。多重がんの定義については別節（p.25 第10節）参照のこと。

4. 診断時住所

地域がん登録室で算出する罹患率の分母は、各々の地域の人口である。従って、分子となる登録対象も、診断時においてその地域に居住する人でなくてはならない。

地域がん登録標準登録票項目(25項目)以外の収集項目(平成25年9月時点)

	都道府県	収集項目
3	岩手県	多重がん、入院年月日、退院年月日、治療開始年月日、初回切除年月日、死因、剖検の7項目
4	宮城県	深達度(胃、大腸)、実施日(手術、体腔鏡的、内視鏡的)、術式、紹介元、紹介先、入院期間
14	神奈川県	名前のふりがな、最終生存年月日、手術年月日
16	富山県	初発・再発、死亡原因(悪性新生物・悪性新生物以外)
21	岐阜県	姓名フリガナ、多重がんの有無、手術年月日、死因、剖検の有無
29	奈良県	第1号様式(初発用)診断情報:他施設診断日、病期:UICC、TNM、転帰:転院医療機関名 第2号様式(治療開始後、再発)転帰:転院病院名、前医療機関
31	鳥取県	前医療機関名、紹介医療機関名
33	岡山県	喫煙の状況、がん検診の有無
40	福岡県	医療機関の照会先所属及び届出者、自由記載欄
41	佐賀県	姓名:「ふりがな」、初回治療:「その他」有りの場合の詳細内容記載欄、オプション(自由記載欄):患者の紹介元・紹介先、病状、治療など参考になる事項の記載
42	長崎県	受診の動機(自覚症状)、他疾患消化器壁進達度、病巣の広がり(隣接転移+リンパ節)、手術・治療開始年月日
45	宮崎県	検診・検査受診歴、HTLV-1抗体、最終生存年月日
342	広島市	潜在癌の有無、多発がんの有無、壁深達度、観血的治療日、剖検の有無、入院年、初診断年月日、初診断施設、早期胃がんの有無

別表 1 地域がん登録の正式名称・中央登録室の所在施設(2013年9月調査時に地域がん登録実施道府県のみ掲載)

県番号	都道府県名	地域がん登録の正式名称	中央登録室の所在施設	中央登録室が属する組織名
1	北海道	北海道悪性新生物(がん)登録	(独)国立病院機構北海道がんセンター	地域がん登録室
2	青森県	青森県がん罹患等調査事業	(国)弘前大学大学院医学研究科	地域がん疫学講座
3	岩手県	平成25年度がん・脳卒中对策事業	(社)岩手県医師会	岩手県地域がん登録室
4	宮城県	宮城県がん登録管理事業	(公財)宮城県対がん協会	がん登録室
5	秋田県	秋田県地域がん登録事業	(公財)秋田県総合保健事業団	情報システム課(疾病登録室)
6	山形県	山形県がん実態調査	山形県立がん・生活習慣病センター	がん対策部
7	福島県	地域がん登録整備推進事業	(公)福島県立医科大学	放射線医学県民健康管理センター
8	茨城県	茨城県地域がん登録事業	茨城県庁	保健福祉部保健予防課
9	栃木県	栃木県地域がん登録事業	栃木県立がんセンター	栃木県地域がん登録室
10	群馬県	群馬県がん登録事業	(公財)群馬県健康づくり財団	総務部 がん登録室
11	埼玉県	埼玉県地域がん登録事業	埼玉県庁	埼玉県保健医療部疾病対策課 がん・疾病対策担当
12	千葉県	千葉県がん登録	千葉県がんセンター	がん予防センター
13	東京都	東京都地域がん登録事業	東京都立駒込病院	東京都福祉保健局保健政策部
14	神奈川県	神奈川県悪性新生物登録事業	神奈川県立がんセンター	臨床研究所がん予防・情報学部
15	新潟県	新潟県がん登録事業	県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター	新潟県がん登録室
16	富山県	富山県がん疫学調査事業	(公財)富山県健康づくり財団	富山県健康増進センター
17	石川県	石川県地域がん情報管理事業	(社)石川県医師会	業務課
18	福井県	福井県がん登録	福井県庁	健康福祉部健康増進課
19	山梨県	山梨県悪性新生物登録事業	山梨県庁	山梨県福祉保健部健康増進課
20	長野県	長野県地域がん登録事業	(国)信州大学医学部附属病院	信州がんセンター
21	岐阜県	岐阜県がん登録事業	岐阜県庁	岐阜県健康福祉部保健医療課
22	静岡県	静岡県地域がん登録推進事業	静岡県庁	健康福祉部医療健康局疾病対策課
23	愛知県	愛知県悪性新生物患者登録事業	愛知県がんセンター研究所	疫学・予防部 がん情報研究室 愛知県がん登録中央登録室
24	三重県	三重県地域がん登録運営事業	三重大学医学部付属病院	がんセンター

(別表1 つづき)

県市町村番号	都道府県名	地域がん登録の正式名称	中央登録室の所在施設	中央登録室が属する組織名
25	滋賀県	滋賀県全がん患者登録管理事業	滋賀県立成人病センター	疾病・介護予防推進室
26	京都府	京都府がん登録事業	(社)京都府医師会	地域医療1課
27	大阪府	大阪府悪性新生物(がん)患者登録事業	(地独)大阪府立病院機構 大阪府立成人病センター	がん予防情報センター
28	兵庫県	兵庫県悪性新生物(がん)登録事業	(公財)兵庫県健康財団	がん登録室
29	奈良県	奈良県地域がん登録事業	奈良県庁	医療政策部保健予防課がん対策係
30	和歌山県	和歌山県地域がん登録事業	公立大学法人和歌山県立医科大学	腫瘍センター
31	鳥取県	鳥取県腫瘍登録	鳥取県健康対策協議会	腫瘍調査部
32	島根県	島根県地域がん登録事業	島根大学	腫瘍センター がん登録部門
33	岡山県	生活習慣病登録・評価事業	岡山大学病院	岡山県地域がん登録室
34	広島県	広島県地域がん登録システム推進事業	(公財)放射線影響研究所/ (社)広島県医師会	疫学部腫瘍組織登録室/腫瘍登録室
35	山口県	山口県がんサーベイランス事業	(国)山口大学医学部附属病院	医事課
36	徳島県	徳島県地域がん登録事業	(公財)とくしま未来健康づくり機構	総務課
37	香川県	香川県地域がん登録事業	香川大学医学部附属病院	地域がん登録室
38	愛媛県	愛媛県地域がん登録事業	(独)国立病院機構四国がんセンター	地域がん登録室
39	高知県	高知県がん登録評価事業	高知大学医学部附属病院	診療情報管理室
40	福岡県	福岡県地域がん登録	①福岡県保健環境研究所、 ②福岡県メディカルセンター	①企画情報管理課
41	佐賀県	佐賀県生活習慣病情報調査解析事業 (がん登録事業)	(公財)佐賀県総合保健協会	総務課 情報統括班
42	長崎県	長崎県がん登録・評価事業	(公財)放射線影響研究所	疫学部 腫瘍組織登録室
43	熊本県	熊本県地域がん登録事業	熊本県庁	熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課
44	大分県	大分県地域がん登録事業	大分県庁	福祉保健部 健康対策課
45	宮崎県	宮崎県がん登録事業	宮崎大学医学部附属病院	がん診療部
46	鹿児島県	鹿児島県地域がん登録評価事業	(公財)鹿児島県民総合保健センター	企画経営部 がん登録室
47	沖縄県	沖縄県悪性新生物登録事業	沖縄県衛生環境研究所	企画管理班企画情報グループ
342	広島市	広島市地域がん登録事業	(公財)放射線影響研究所	疫学部腫瘍組織登録室